

## 五島市旅行商品造成及び広告宣伝業務委託仕様書

### 1 委託業務名

五島市旅行商品造成及び広告宣伝業務委託

### 2 委託業務期間 契約締結日から令和7年2月28日まで

### 3 委託業務目的

全国各地で五島市の知名度が高まっていることを契機とし、世界遺産、日本ジオパーク、日本遺産など、魅力ある地域資源を活用した旅行商品を造成して誘客を促進する。

### 4 委託業務内容

(1) 次に掲げる全ての条件を満たした旅行商品を造成及び催行し、当該商品の広告宣伝を通して五島市のPRを実施すること。

- ① 募集型又は受注型企画旅行であること。
- ② 五島市内に2泊以上であること。
- ③ 「令和6年度 五島市 体験・着地型旅行商品」を組み込んだものであること。
- ④ 送客人数が20人以上であること。

(2) 本業務の受託を希望する者は、事前申込書（様式1）の提出を行うこと。

### 5 委託料の額

委託料の額は、4の(1)の条件をすべて満たす旅行商品に対し、  
1泊の場合 10万円 ※インバウンドに限る  
2泊の場合 20万円  
3泊以上 30万円とする。

### 6 委託料の支払

委託料は、前項の旅行商品に限り、委託業務完了報告を確認した後、支払うものとする。

### 7 契約の解約

(1) 受託者の責によらない事由により履行期間内又は期限後相当の期間内に完成する見込みがないことが明らかに認められるとき、解約申出書を提出し解約合意書をもって、契約解約ができるものとする

### 8 委託業務完了報告

次の委託成果物等の提出をもって、業務を完了したものとする。

- (1) 実績報告書（様式2）
- (2) 宿泊証明書（様式3）
- (3) 体験等証明書（様式4）

(4) 造成・催行した旅行商品のパンフレット等